

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人のA氏所有船舶「B船」における船員保険被保険者資格取得日は昭和21年2月12日、資格喪失日は同年3月1日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年1月から19年3月15日まで
② 昭和21年1月から22年9月まで
③ 昭和22年9月から23年10月まで
④ 昭和23年11月から24年5月まで
⑤ 昭和24年8月から25年3月10日まで

申立期間①について、私は、昭和17年12月に高等学校を繰上卒業し、18年1月にC氏所有船舶「D船」に乗り組み、20年7月23日にE市町村のF湾において沈没するまで同船に乗船していたが、被保険者記録照会回答票では、乗船期間中に船員保険被保険者記録の無い期間がある上、一部の期間がG氏所有の船舶に乗船していたことになっているので、調査の上、記録の訂正を希望する。

申立期間②について、近所に住むH氏（I社J氏所有船舶「K船」の船長）の紹介により昭和21年1月から22年9月まで「K船」に乗船していたが、当該期間の船員保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録の訂正を希望する。

申立期間③について、I社J氏所有船舶「K船」に乗船している時に、同船の同僚から誘いを受け、当該同僚と共にL社所有船舶「M船」に乗船し、昭和22年9月から23年10月まで乗船したが、被保険者記録照会回答票では、船員保険被保険者期間が22年6月1日から同年10月31日までとなっており、私の記憶と相違しているので、調査の上、記録の訂正を希望する。

申立期間④について、昭和23年10月に親類のN氏から「O船を購入したので、乗船してほしい。」との依頼を受け、同年11月から24年5月まで同船に乗船したが、社会保険事務所(当時)の船員保険被保険者記録によると、当該期間の船員保険適用事業所名がP社とされており、事業所名が相違して

いるので、調査の上、記録の訂正を希望する。

申立期間⑤について、昭和24年8月から30年7月までN氏所有船舶「O船」に乗船していたが、船員保険被保険者期間について社会保険事務所に照会したところ、当該期間の船員保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②においてI社J氏所有船舶「K船」に乗船したと申し立てているところ、船舶所有者は異なるものの、A氏所有船舶（「B船」）に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の被保険者が、昭和21年2月12日に被保険者資格を取得し、同年3月1日に被保険者資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、申立期間②前後における申立人の船員保険被保険者記録に係る船員保険被保険者名簿に記載されている申立人の船員手帳番号（*）とA氏所有船舶「B船」に係る船員保険被保険者名簿に記載されている未統合の記録の船員手帳番号は同じであることが確認できる。

さらに、Q運輸局から提出された「昭和13年度日本船名録」によると、「R船」の船舶所有者はA氏と記載されているところ、同局から提出された「昭和22年度日本船名録」では、「R船」の船舶所有者はJ氏と記載され、両船舶の船舶番号は同じ番号であることから、船舶所有者が変更された時期の特定はできないものの、申立人が乗船したとするI社J氏所有船舶「K船」とA氏所有船舶「R船」は、同一の船舶であることがうかがえる。

加えて、A氏所有船舶「B船」に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が同じ時期に同船に乗船したと記憶している同僚の氏名が確認できる上、当該記録の船員保険被保険者資格の取得日（昭和21年2月12日）及び喪失日（昭和21年3月1日）は、上記未統合の記録の取得日及び喪失日と同じであることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の船員保険被保険者記録であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、未統合の船員保険被保険者名簿の記録から、60円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和21年1月から同年2月12日までの期間及び同年3月1日から22年6月1日までの期間について、申立人が記憶しているI社の事業所に勤務していた同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、I社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が乗船していたとするI社J氏所有船舶「K船」が、当該期間において、船員保険の適用事業所であったことが確認できないことに加え、申立人が記憶している船長及び複数の同僚の当該期間における船員保険被保険者記録が確認できない。

また、S都道府県法務局及びT都道府県法務局U支局は、「I社に係る商業登記簿は見当たらない。」旨の回答をしている上、船舶所有者は死亡しており、

船長及び同僚は死亡又は居所不明であるため、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和22年6月1日から同年9月までの期間について、申立人は、申立期間③の申立事業所であるL社において、同年6月1日から同年10月31日までの期間、船員保険被保険者記録があることから、当該期間については、「K船」における船員保険被保険者期間とは認められない。

申立期間①について、申立人は、当該期間において、C氏所有船舶「D船」に乗船していたとし、当該期間の一部においてG氏所有の船舶に乗船していることになっているが、同船舶には乗船していないと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、G氏所有船舶「V船」で昭和18年6月11日から同年10月12日まで船員保険被保険者であることが確認でき、同台帳に記載されている「V船」に係る船員手帳番号が、申立人が当該期間の後に乗船した船舶に係る船員保険被保険者名簿に記載されている船員手帳番号と同じであることから、同記録が申立人の記録でないとする事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和18年10月27日から同年12月8日までの期間及び同年12月15日から19年2月20日までの期間において、C氏所有船舶（船名は不明）における船員保険被保険者記録が確認できる。

さらに、Q運輸局から提出された「昭和22年度日本船名録」によると、「D船」の製造年月は昭和18年10月と記載されていることが確認できる上、申立人が同じ時期に同船に乗船したと記憶している二人の同僚のうち、一人は16年10月20日から18年9月18日までの期間に別の船舶所有者において船員保険被保険者記録が確認できることから、申立人が同船に乗船したのは、同年10月以降と考えるのが相当である。

加えて、申立人が記憶している複数の同僚の昭和18年10月から19年3月15日までの期間における船員保険被保険者記録は確認できない。

また、申立期間①のうち、昭和18年1月から同年6月11日までの期間、同年10月12日から同年10月27日までの期間、同年12月8日から同年12月15日までの期間、19年2月20日から同年3月15日までの期間について、船舶所有者及び同僚は、死亡又は居所不明であるため、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「I社J氏所有船舶『K船』の同僚に誘われて、昭和22年9月から23年10月までL社所有船舶『M船』に乗船した。」と申し立てている。

しかしながら、申立人のL社における船員保険被保険者記録は、昭和22年6月1日から同年10月31日までの期間となっており、申立人が記憶している複数の同僚の同社における船員保険被保険者資格の取得日も申立人と同日(昭

和 22 年 6 月 1 日) であることが確認できる。

また、申立人は、「私は、L 社所有船舶『M 船』に乗船している者の中で一番先に船を降りた。」と供述しているところ、申立人が記憶している複数の同僚の船員保険被保険者記録によると、最も早い船員保険被保険者資格の喪失日は、昭和 23 年 6 月 17 日であることが確認できることから、申立人の同社における船員保険被保険者資格の喪失日(昭和 22 年 10 月 31 日)に不自然さはいかがえない。

さらに、申立期間③について、申立人を L 社所有船舶「M 船」に乗船するよう誘った同僚の同社における船員保険被保険者記録は確認できず、申立人が記憶している複数の同僚は、既に死亡又は居所不明であるため、申立期間③のうち、昭和 22 年 10 月 31 日から 23 年 10 月までの期間における申立人の勤務実態及び船員保険料の控除についての供述を得ることができない。

加えて、L 社は解散しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、「N 氏所有船舶『O 船』に乗船した。P 社で働いたことはない。」と供述している。

しかしながら、P 社は、複数の船舶所有者及び船舶を集めた会社であり、申立人は同社に係る船員保険被保険者名簿において、昭和 23 年 11 月 1 日から 24 年 5 月 31 日までの期間、船員保険被保険者であることが確認できる上、上記船員保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している同僚二人も申立人と同じく 23 年 11 月 1 日から 24 年 5 月 31 日まで同社において船員保険被保険者であることが確認できる。

また、「O 船」が申立期間④において、船員保険の適用事業所であったことは確認できない。

申立期間⑤について、申立人は、「昭和 24 年 5 月に N 氏所有船舶『O 船』を降り、同年 7 月に海技免状を取得し、同年 8 月から再び同船に乗船した。」と申し立てている。

しかしながら、船舶所有者名簿によると、「O 船」が船員保険の適用事業所となったのは昭和 25 年 3 月 10 日であることが確認でき、当時の船舶所有者は申立人であり、その後、W 氏、N 氏と変更していることが確認できるところ、申立期間⑤において、同船が船員保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人が「O 船」を降りていた期間において、同船に乗船し続けたと申立人が記憶している同僚二人の同船における船員保険被保険者資格の取得日は、申立人と同じ昭和 25 年 3 月 10 日であることが確認でき、申立期間⑤における船員保険被保険者記録を確認することができない。

さらに、船舶所有者 N 氏及び W 氏は既に死亡している上、上記同僚のうち、連絡の取れた同僚は、当時のことを記憶していない旨供述しており、申立期間⑤における申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について供述を得ること

ができなかった。

このほか、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和18年1月から同年6月11日までの期間、同年10月12日から同年10月27日までの期間、同年12月8日から同年12月15日までの期間、19年2月20日から同年3月15日までの期間、申立期間②のうち、21年1月から同年2月12日までの期間及び同年3月1日から22年6月1日までの期間、申立期間③のうち、同年10月31日から23年10月までの期間及び申立期間⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①のうち、昭和18年6月11日から同年10月12日までの期間、同年10月27日から同年12月8日までの期間、同年12月15日から19年2月20日までの期間、申立期間②のうち、22年6月1日から同年9月までの期間、申立期間③のうち、同年9月から同年10月31日までの期間及び申立期間④に係る船員保険被保険者の記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和54年10月から55年9月までは14万2,000円、同年10月から56年9月までは19万円、同年10月から57年7月までは14万2,000円、同年10月から58年7月までは16万円、同年8月から59年9月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和54年10月から57年7月までの期間及び同年10月から59年9月までの期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月28日から60年8月1日まで
私は、昭和49年11月から60年7月末までの間、A社に勤務した。

昭和54年10月から59年9月までの給与振込の口座取引明細書があり、ねんきん定期便で通知された標準報酬月額は、当該明細書により確認できる給与手取額より、かなり低額であるので、申立期間の標準報酬月額記録を調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月1日から59年10月1日までの期間について、申立人の保管する当該期間に係る給与振込の口座取引明細書（以下「取引明細書」という。）から、申立人の当該期間におけるA社から支給された給与額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、申立期間当時にA社に勤務していた同僚二人が保管する昭和53年1月分から58年12月分までの給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、いずれもオンライン記録にある標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも高額であることから、同社では、実際の保険料控除額から算出される標準報酬月額よりも低額を社会保険事務所（当時）に届け出ていることが認められる。

さらに、上述の同僚の給与明細書によると、昭和53年、54年及び55年に

において、定時決定の基礎となる月の報酬月額から算出される標準報酬月額に見合う保険料が、定時決定の改定月（10月）から控除されていることが確認できる。一方、56年及び57年において、定時決定及び随時改定の基礎となる月の報酬月額から時間外手当を除いた金額から算出される標準報酬月額に見合う保険料が、定時決定の改定月（10月）から控除されており、58年については、随時改定の基礎となる月の報酬月額から時間外手当を除いた金額から算出される標準報酬月額に見合う保険料が、随時改定の改定月（8月）から控除されていることが確認できる。当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額よりも、56年10月から57年9月までは2等級、同年10月から58年7月までは1等級、同年8月から次の定時決定までは1等級、それぞれ高い額で控除されていたと認められる。

以上のことから、申立人の給与から事業主により控除されていた厚生年金保険料額については、申立人の保険料の控除についても上記の同僚と同様に行われ、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額よりも高い保険料額が控除されていたと認められる。

したがって、申立人の取引明細書及び同僚の給与明細書から判断すると、54年10月から55年9月までは14万2,000円、同年10月から56年9月までは19万円、同年10月から57年7月までは14万2,000円、同年10月から58年7月までは16万円、同年8月から59年9月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の昭和54年10月から57年7月までの期間及び同年10月から59年9月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、取引明細書及び同僚の給与明細書から認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり、一致していないことから、事業主は、取引明細書及び同僚の給与明細書から認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和49年11月28日から54年10月1日までの期間及び59年10月1日から60年8月1日までの期間については、申立人は、取引明細書を保管しておらず、A社から支給された給与手取額をうかがうことができない。また、昭和57年8月1日から同年10月1日までの期間については、当該期間における同僚のオンライン記録と給与明細書から認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額の等級差から算出した申立人の標準報酬月額は14万2,000円であり、申立人のオンライン記録における標準報酬月額（15万円）より低額であることが認められる。

このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除額を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、昭和49年11月28日から54年10月1日までの期間、57年8月1日から同年10月1日までの期間及び59年10月1日から60年8月1日までの期間について、申立人がその主張す

る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から50年3月まで

私は、昭和45年6月に国民年金の加入手続を行い、毎月、役場で国民年金保険料を納付していた。

昭和50年7月に火災で家が全焼し、年金手帳を焼失したので、役場で年金手帳を再交付してもらったことを記憶している。

申立期間について、未納となっているのは納付できないので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和45年6月に国民年金の加入手続を行い、毎月、役場で国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月13日に払い出されていることが確認できる上、上記の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は、国民年金未加入者であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人が20歳に到達した昭和45年*月*日付けで遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、上記の国民年金手帳記号番号の払出日時点では、第2回特例納付の実施期間中であることから、過年度納付及び特例納付を利用して申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であるものの、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は、「昭和50年7月に火災で家が全焼し、年金手帳を焼失したので、役場で年金手帳を再交付してもらったが、これより前から国民年金保

険料を納付していたはずである。私の国民年金手帳記号番号が払い出された日とされている50年10月13日は、今、持っている年金手帳の再交付を受けた日である。」と主張しているところ、申立人が所持する年金手帳の表紙には、「再」の表示があることから、当該年金手帳は申立人の主張する再交付されたものと推認できるものの、昭和51年*月*日付けのB新聞社の記事によると、申立人が火災の被害に遭ったのは同年*月*日であることが確認できることから、申立人が記憶している火災に遭った時期（昭和50年7月）は、事実と相違しており、申立人が所持する年金手帳の再交付の時期は、昭和51年*月*日以降であるものと考えられる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の弟の同手帳記号番号と連番で同日に払い出されており、A市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の弟についても、申立人と同様に昭和50年3月以前の国民年金被保険者期間について国民年金保険料が納付されていないことが確認できる。

また、申立期間は58か月に及んでおり、A市町村及び社会保険事務所（当時）において、長期間にわたり国民年金保険料の収納記録における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月12日から38年4月21日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」によると、申立期間の脱退手当金は、昭和38年9月12日に支払われたこととされているが、当時、私は、病気で動ける状態ではなかったことから、脱退手当金を受け取っていないはずである。

私は、申立期間に係る脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所(当時)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に同事業所で資格喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格がある17人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、i) オンライン記録によると、申立人を含む10人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち5人は資格喪失日から約6か月以内に支給決定されていることが確認できること、ii) 前述の10人のうち連絡が取れた同僚は、「事業所が代理で脱退手当金の手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、当時、同事業所では、脱退手当金の請求手続を行っていたことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、A事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和38年9月12日に支給決定されていることが確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、「日本年金機構の記録では、申立期間の脱退手当金は、昭和38年9月12日に支払われたこととされているが、当時、私は、病気で動ける状態ではなかったことから、脱退手当金を受け取っていないはずである。」と主張しているものの、脱退手当金の主な支給方法のひとつに、金融機関の隔地払い(通知払い)があるが、この隔地払いの有効期限等を考えれば、それだけをもって申立人が脱退手当金を受給できないものと認めるには至らないと

ころ、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 25 日から 14 年 7 月 1 日まで
私は、ハローワークの紹介で、平成 13 年 8 月から 14 年 6 月末まで A 社に勤務した。給与明細書は保管していないが、給与総支給額は 24 万円から 25 万円ぐらいであったと記憶している。当時の総合口座通帳において、同社から毎月約 20 万円の給与振込があることが確認でき、ねんきん定期便で通知された申立期間の標準報酬月額（13 万 4,000 円）に納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時の総合口座通帳には、約 20 万円の給与振込が記録されている。当時、総支給額は 24 万円から 25 万円ぐらいであった。」と主張しているところ、申立人から提供された総合口座通帳の写しにおいて、A 社から約 20 万円の入金を確認できる。

しかし、A 社は、「申立期間当時、毎月の賃金は給料と報奨金とに分けて計算し、社会保険事務所(当時)へは給料分のみの額を届出しており、報奨金は、標準報酬月額の対象に含めていなかった。厚生年金保険料についても、給料分のみの額で決定された標準報酬月額に見合う保険料額を本人の給料から控除していた。」旨回答しており、同社から提出された申立人に係る同社の給料及び報奨金に関する資料によると、賃金から控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額(13 万 4,000 円)に見合う額であることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月1日から33年5月1日まで

私は、A事業所に入社し約3年間かけてB業務の技術を習い、その後新しい技術を習うためにC事業所に入社した。C事業所で10か月勤務の後、D事業所（E市町村）に入社したが、C事業所に勤務していた時の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格が確認できる複数の同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、同事業所において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C事業所は昭和39年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び事務担当者は死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、同僚30人に照会し回答の得られた23人からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除及びC事業所における従業員の厚生年金保険への加入の取扱いについて供述が得られなかった。

さらに、申立期間当時のC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。